

令和元年度 区有施設整備アドバイザー意見聴取結果

学校施設の更新について

No.	アドバイザー意見	区の考え
1	計画策定の主旨は、学校施設の適正な更新により教育環境の維持・充実を図ることである。適正な更新を着実に進めた結果として、コスト縮減や平準化についても見込むことができる。	ご意見を踏まえ検討する。
2	1校当たりの建て替え期間は、計画～実施の期間を見込んで設定することが望ましい。	計画（基本構想～実施設計）に2年、工事に4年でシミュレーションを行った。
3	更新順位の決定に当たっては、構造体耐久性調査の結果のみならず、建物のハード面の諸々の状況等を勘案し、総合的に判断することが望ましい。	ハード面は、躯体（構造体）の状態だけではなく、設備面や改修履歴なども含めて検討する。あわせて、ハード面だけではなく、ソフト面も含め総合的に検討する。
4	更新順位はソフト面の要素も含めた一定のルールに基づき定め、児童・生徒数の推移等個別の事情を考慮したうえで最終決定する手法が適切である。	
5	建て替えに当たり、校庭に仮設校舎を建設するのは教育環境の維持の観点から望ましくない面もある。様々な取組と連携しながら、なるべく仮設校舎を建てずに進める方策を検討すべきである。都内でも仮設校舎を複数校で順番に使用することで、時間的にも、財政負担的にも効率的に進めている事例があるので、参考にすること。	更新スケジュールを念頭に置きながらも、児童の教育環境及び財政負担を考慮しながら検討する。
6	学校施設の更新に当たっては、中学校統合の取組と密接に連携しながら進め、相互の取組に反映していくべきである。	相互に関連し合う取組なので、教育委員会内で連携しながら進めていく。
7	更新の機会を捉え、他施設との複合化を進めていくことが望ましい。その際、複合化を行うことによるメリットを明確にすることが重要である。	地域拠点としての学校施設の充実に向け、「放課後の児童の居場所」、「地域コミュニティの活動拠点」等、親和性や相乗効果等を勘案しながら対象とする施設を検討していく。

No.	アドバイザー意見	区の考え
8	<p>学校施設とその他の区有施設とでは、連携可能な機能が多々ある。特に、年間を通して使用しない特定の用途の教室については、多機能化の観点から有効活用を図ることが望ましい。例えば、図書室を地域の図書館と共有化している他自治体の事例もある。複合化・多機能化については、各施設が別々に機能する、また複合化をしてもこれまで通りの使い方を続けては意味がないため、機能を併用できる、相乗効果が生まれるといった仕組みが不可欠である。ハードの問題というより、使い方の問題の方が大きいと考えている。</p>	<p>既存の施設面積のままの合築や、既存の使い方を続ける複合化では効果が少ないため、使い方の工夫による複合化、多機能化を進めていく。</p>
9	<p>学校プールについては、経費負担の観点、効果的・効率的な施設整備の観点から、民間施設の活用や他の区有施設との共有化を図るべきである。特に、民間施設を活用することで先生方の負担も軽減されるほか、設備面・サービス面の向上を図ることができ、授業内容の充実を見込むこともできる。</p>	<p>東山小学校改築時の取組（バス輸送により五本木小学校プールを利用）での実績や他自治体の事例を参考にしながら検討を進める。</p>
10	<p>教育施設であっても、行政がハード面を用意しないとサービスを提供できないという考えはなくなっている。学校プールや体育館等、民間事業者整備・運営を任せられる部分については率先して進めていくことが必要である。</p>	<p>ご意見を踏まえて検討する。</p>
11	<p>将来的には児童・生徒数が減少することを踏まえ、今後生じる空き教室等をどのように活用できるか、長期的な視点で考えておく必要がある。児童・生徒数の推移に合わせて柔軟に対応することができるよう、空き教室等を有効に活用することが望ましい。</p>	<p>将来の教育内容への対応や機能向上と合わせ、将来の人口減少に応じて学校以外の他用途に転用可能な仕様としていくことを基本とする旨、記載する。</p>
12	<p>30年間で24校の学校施設を更新していく場合、技術職員の確実な確保となるほか、設計・工事については民間事業者へ包括委託を行う等、進め方にも工夫が必要である。</p>	<p>ご意見を踏まえて検討する。</p>
13	<p>築80年程度まで活用する場合、定期的な点検や修繕により、適切に維持・機能回復を行う必要がある。</p>	<p>定期的な点検や修繕を施しながら、学校ごとの劣化状況に応じた対応を行っていく。</p>

No.	アドバイザー意見	区の考え
14	<p>教室面積や廊下の幅員など、学校施設の標準的な設計を検討することで、効率的に更新を進めることができる。取組当初に、この部分をしっかり検討する期間を設けることが望ましい。</p>	<p>計画初年度の令和3年度において、学校施設の設計標準を検討する方向で進めることとする。</p>